

広島県告示第九百十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定によって、同法による医療扶助のための施術を担当する者として、次のものを指定した。

平成十九年九月十三日

広島県知事 藤田 雄 山

氏名	住所	施 術 所		業務の種類の	指定年月日
		名称	所在地		
上田 周二	京都市東山区 本町一五丁目 七五六―三	新生整骨院宮 島店	廿日市市物見 西一―一三一 一四	柔道整復	平成一九年六 月一日
栗栖 悟	山県郡安芸太 田町上殿二― 三九―一	頃河内鍼灸整 骨院	山県郡安芸太 田町上殿二― 三九―一	柔道整復	平成一九年四 月二四日
栗栖 悟	山県郡安芸太 田町上殿二― 三九―一	頃河内鍼灸整 骨院	山県郡安芸太 田町上殿二― 三九―一	鍼灸	平成一九年四 月二四日
栗栖 悟	山県郡安芸太 田町上殿二― 三九―一	頃河内鍼灸整 骨院	山県郡安芸太 田町上殿二― 三九―一	あん摩マツ サージ	平成一九年四 月二四日
長光 祐三	三原市城町二 丁目二―五 Nビル一階	長光鍼灸整骨 院	三原市城町二 丁目二―五 Nビル一階	鍼灸	平成一九年五 月一日
佐々木節雄	呉市吉浦東本 町一丁目五― 一一	ササキ鍼灸施 術所	呉市吉浦東本 町一丁目五― 一一	鍼灸	平成一九年六 月二日
松谷 行晃	安芸郡海田町 窪町四―四八 三宅ビル二階	まったに鍼灸 整骨院	安芸郡海田町 窪町四―四八 三宅ビル二階	柔道整復	平成一九年七 月二七日